

令和7年第5回（12月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第 93 号議案	吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1
2	第 94 号議案	吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
3	第 95 号議案	吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
4	第 96 号議案	吉川市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	12
5	第 97 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	13
6	第 98 号議案	吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	15
7	第 99 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	29
8	第 100 号議案	指定管理者の指定について	31
9	第 101 号議案	市道の路線廃止及び認定について	32
10	第 102 号議案	公平委員会委員の選任について	34
11	第 103 号議案	令和 7 年度吉川市一般会計補正予算（第 3 号）	—
12	第 104 号議案	令和 7 年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	—
13	第 105 号議案	令和 7 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	—
14	第 106 号議案	令和 7 年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	—
15	第 107 号議案	令和 7 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	—
16	第 108 号議案	令和 7 年度吉川市水道事業会計補正予算（第 2 号）	—
17	第 109 号議案	令和 7 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	—
18	第 110 号議案	令和 7 年度吉川市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	—
19	第 111 号議案	吉川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	36

20	第 112 号議案	吉川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例	47
----	-----------	-----------------------------------	----

第93号議案

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第24条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第24条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運

営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第94号議案

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この条例は、</u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 家庭的保育事業者等 <u>(家庭的保育事業者等の管理者その他家庭的保育事業者等の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行しうる者を含む。))</u>を含む。次項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。</p>

<p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）</p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）</p> <p>(3) 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において<u>感染症又は食中毒</u>が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場</p>	<p>(1) <u>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律</u>（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）</p> <p>(2) <u>暴力団による不当な行為の防止等に関する法律</u>第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）</p> <p>(3) 略</p> <p>6及び7 略</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において<u>感染症若しくは食中毒</u>が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）</u>の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該<u>健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用</u></p>
---	--

合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3及び4 略

（虐待等の禁止）

第19条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（職員）

第26条 略

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士若しくは埼玉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定

開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3及び4 略

（虐待等の禁止）

第19条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（職員）

第26条 略

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者で

<p>保育士（以下これらを「保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>あって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、利用乳幼児に対する健康診断実施義務の緩和等をするとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第95号議案

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「削除号等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	正前
<p>(放課後児童健全育成事業者の一般原則)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者 <u>(放課後児童健全育成事業者の管理者その他放課後児童健全育成事業者の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行しうる者を含む。))を含む。</u> <u>次項において同じ。)</u> は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。</p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）</p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する</u></p>	<p>(放課後児童健全育成事業者の一般原則)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。</p> <p>(1) <u>暴力団</u>による不当な行為の防止等に関する <u>法律</u>（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）</p> <p>(2) <u>暴力団</u>による不当な行為の防止等に関する</p>

<p>る<u>法律第2条第6号</u>に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）</p> <p>(3) 略</p> <p>5及び6 略</p> <p>（放課後児童健全育成事業所の一般原則）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業所は、<u>建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第1項の地震に対する安全性に係る基準に適合し、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合した建築物</u>でなければならない。</p>	<p><u>法律第2条第6号</u>に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）</p> <p>(3) 略</p> <p>5及び6 略</p> <p>（放課後児童健全育成事業所の一般原則）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業所は、<u>次の各号のいずれかの建築物</u>でなければならない。</p> <p>(1) <u>昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した建築物</u></p> <p>(2) <u>昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物で同年6月1日以後に増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項前段又は第18条第16項の規定による検査済証の交付（以下この号において「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の14第1号に定める建築物の部分（以下この号において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあつては、当該2以上の独立部分の</u></p>
--	--

<p>(設備の基準)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 専用区画は、原則として1階に設けることとし、専用区画を2階に設ける場合にあっては次の第1号及び第2号の要件に、専用区画を3階以上に設ける場合にあっては次の各号に掲げる要件に該当する建物であること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専用区画が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は</p>	<p><u>全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)</u></p> <p><u>ア 建築基準法第86条の8第1項の規定による認定を受けた全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事</u></p> <p><u>イ 建築基準法施行令第137条の2第4号に該当する増築又は改築の工事</u></p> <p><u>ウ 建築基準法施行令第137条の12第1項に規定する範囲内の大規模な修繕又は大規模な模様替の工事</u></p> <p><u>(3) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物で建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第34条第1項の規定による通知を受けたもの</u></p> <p>(設備の基準)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 専用区画は、原則として1階に設けることとし、専用区画を2階に設ける場合にあっては次の第1号及び第2号の要件に、専用区画を3階以上に設ける場合にあっては次の各号に掲げる要件に該当する建物であること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専用区画が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は</p>
---	---

設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	略	
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2～4 略
略		

(3)～(6) 略

4及び5 略

(衛生管理等)

第11条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 略

(放課後児童支援員及び補助員)

第13条 略

2 略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自

設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	略	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2～4 略
略		

(3)～(6) 略

4及び5 略

(衛生管理等)

第11条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 略

(放課後児童支援員及び補助員)

第13条 略

2 略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自

<p>治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（任用後1年以内に修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) <u>保育士又は埼玉県</u>の<u>区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第19条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（任用後1年以内に修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第19条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化に伴う所要の改正等をしたいので、この案を提出するものである。

第96号議案

吉川市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

吉川市児童福祉審議会条例（平成14年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 略 2 審議会は、次に掲げる事項について、関係機関に意見を述べることができる。 (1)及び(2) 略 (3) 特定教育・保育施設、 <u>特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援</u> の利用定員の設定に関する事項 (4)及び(5) 略	(所掌事務) 第2条 略 2 審議会は、次に掲げる事項について、関係機関に意見を述べることができる。 (1)及び(2) 略 (3) 特定教育・保育施設及び <u>特定地域型保育事業</u> の利用定員の設定に関する事項 (4)及び(5) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、吉川市児童福祉審議会の所掌事務に特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項を追加したいので、この案を提出するものである。

第97号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年吉川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分

に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

第98号議案

吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市職員の給与に関する条例(昭和32年吉川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分)に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u>」</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p>

<p>とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別紙2</p>	<p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別紙1</p>
---	--

第2条 吉川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合に</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合に</p>

<p>において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	---

（吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年吉川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>455,000</u></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>508,000</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>574,000</u></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>655,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給料表等)</p> <p>第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>225,600</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>237,600</u></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>272,300</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>298,300</u></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>321,100</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>405,000</u>	2級	<u>455,000</u>	3級	<u>508,000</u>	4級	<u>574,000</u>	5級	<u>655,000</u>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>225,600</u>	2級	<u>237,600</u>	3級	<u>272,300</u>	4級	<u>298,300</u>	5級	<u>321,100</u>	<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>634,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p> <p>(特定業務等従事任期付職員の給料表等)</p> <p>第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>213,600</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>225,600</u></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>261,300</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>287,300</u></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>309,800</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>392,000</u>	2級	<u>440,000</u>	3級	<u>492,000</u>	4級	<u>555,000</u>	5級	<u>634,000</u>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>213,600</u>	2級	<u>225,600</u>	3級	<u>261,300</u>	4級	<u>287,300</u>	5級	<u>309,800</u>
職務の級	給料月額（円）																																																
1級	<u>405,000</u>																																																
2級	<u>455,000</u>																																																
3級	<u>508,000</u>																																																
4級	<u>574,000</u>																																																
5級	<u>655,000</u>																																																
職務の級	給料月額（円）																																																
1級	<u>225,600</u>																																																
2級	<u>237,600</u>																																																
3級	<u>272,300</u>																																																
4級	<u>298,300</u>																																																
5級	<u>321,100</u>																																																
職務の級	給料月額（円）																																																
1級	<u>392,000</u>																																																
2級	<u>440,000</u>																																																
3級	<u>492,000</u>																																																
4級	<u>555,000</u>																																																
5級	<u>634,000</u>																																																
職務の級	給料月額（円）																																																
1級	<u>213,600</u>																																																
2級	<u>225,600</u>																																																
3級	<u>261,300</u>																																																
4級	<u>287,300</u>																																																
5級	<u>309,800</u>																																																

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1

日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の吉川市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の吉川市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当の額を改定したいので、この案を提出するものである。

別紙1

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

33	<u>230,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
34	<u>231,500</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
35	<u>233,000</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
36	<u>234,500</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
37	<u>236,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
38	<u>237,500</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
39	<u>239,000</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
40	<u>240,500</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
41	<u>242,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
42	<u>243,400</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
43	<u>244,800</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
44	<u>246,200</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
45	<u>247,400</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
46	<u>248,600</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	<u>475,500</u>
47	<u>249,800</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	<u>475,900</u>
48	<u>251,000</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	<u>476,200</u>
49	<u>252,100</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	<u>476,500</u>
50	<u>253,200</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	<u>477,000</u>
51	<u>254,300</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	<u>477,400</u>
52	<u>255,400</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	<u>477,700</u>
53	<u>256,400</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	<u>478,000</u>
54	<u>257,400</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	<u>478,500</u>
55	<u>258,400</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	<u>478,900</u>
56	<u>259,400</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	<u>479,200</u>
57	<u>260,400</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	<u>479,500</u>
58	<u>261,300</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	<u>480,000</u>
59	<u>262,200</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	<u>480,400</u>
60	<u>263,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	<u>480,700</u>
61	<u>263,900</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	<u>481,000</u>
62	<u>264,700</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	<u>451,300</u>	<u>481,500</u>
63	<u>265,500</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	<u>451,600</u>	<u>481,900</u>
64	<u>266,300</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	<u>451,900</u>	<u>482,200</u>
65	<u>267,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	<u>452,200</u>	<u>482,500</u>
66	<u>267,800</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	<u>452,600</u>	<u>483,000</u>
67	<u>268,600</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	<u>452,900</u>	<u>483,400</u>
68	<u>269,300</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	<u>453,200</u>	<u>483,700</u>
69	<u>270,000</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	<u>453,500</u>	<u>484,000</u>

70	<u>270,800</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	<u>453,900</u>	<u>484,500</u>
71	<u>271,600</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	<u>454,200</u>	<u>484,900</u>
72	<u>272,300</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	<u>454,500</u>	<u>485,200</u>
73	<u>273,000</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	<u>454,800</u>	<u>485,500</u>
74	<u>273,800</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	<u>455,200</u>	
75	<u>274,600</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	<u>455,500</u>	
76	<u>275,300</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	<u>455,800</u>	
77	<u>276,000</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	<u>456,100</u>	
78	<u>276,700</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	<u>456,500</u>	
79	<u>277,400</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	<u>456,800</u>	
80	<u>278,100</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	<u>457,100</u>	
81	<u>278,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	<u>457,400</u>	
82	<u>279,500</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	<u>457,800</u>	
83	<u>280,200</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	<u>458,100</u>	
84	<u>280,900</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	<u>458,400</u>	
85	<u>281,500</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	<u>458,700</u>	
86	<u>282,200</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	<u>416,000</u>	<u>459,100</u>	
87	<u>282,800</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	<u>416,300</u>	<u>459,400</u>	
88	<u>283,500</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	<u>416,500</u>	<u>459,700</u>	
89	<u>284,100</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	<u>416,700</u>	<u>460,000</u>	
90	<u>284,800</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	<u>417,000</u>	<u>460,400</u>	
91	<u>285,400</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	<u>417,300</u>	<u>460,700</u>	
92	<u>286,100</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	<u>417,500</u>	<u>461,000</u>	
93	<u>286,700</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	<u>417,700</u>	<u>461,300</u>	
94	<u>287,400</u>	<u>347,400</u>	<u>386,600</u>	<u>398,500</u>	<u>418,000</u>	<u>461,700</u>	
95	<u>288,000</u>	<u>347,800</u>	<u>387,000</u>	<u>398,800</u>	<u>418,300</u>	<u>462,000</u>	
96	<u>288,500</u>	<u>348,200</u>	<u>387,400</u>	<u>399,000</u>	<u>418,500</u>	<u>462,300</u>	
97	<u>289,000</u>	<u>348,400</u>	<u>387,700</u>	<u>399,200</u>	<u>418,700</u>	<u>462,600</u>	
98	<u>289,600</u>	<u>348,800</u>	<u>388,200</u>	<u>399,500</u>	<u>419,000</u>		
99	<u>290,100</u>	<u>349,200</u>	<u>388,600</u>	<u>399,800</u>	<u>419,300</u>		
100	<u>290,700</u>	<u>349,500</u>	<u>389,000</u>	<u>400,000</u>	<u>419,500</u>		
101	<u>291,200</u>	<u>349,800</u>	<u>389,300</u>	<u>400,200</u>	<u>419,700</u>		
102	<u>291,700</u>	<u>350,200</u>	<u>389,800</u>	<u>400,500</u>	<u>420,000</u>		
103	<u>292,300</u>	<u>350,600</u>	<u>390,200</u>	<u>400,800</u>	<u>420,300</u>		
104	<u>292,900</u>	<u>351,000</u>	<u>390,600</u>	<u>401,000</u>	<u>420,500</u>		
105	<u>293,400</u>	<u>351,500</u>	<u>390,900</u>	<u>401,200</u>	<u>420,700</u>		
106	<u>293,900</u>	<u>351,900</u>	<u>391,400</u>	<u>401,500</u>	<u>421,000</u>		

107	<u>294,300</u>	<u>352,300</u>	<u>391,800</u>	<u>401,800</u>	<u>421,300</u>		
108	<u>294,600</u>	<u>352,700</u>	<u>392,200</u>	<u>402,000</u>	<u>421,500</u>		
109	<u>294,800</u>	<u>353,200</u>	<u>392,500</u>	<u>402,200</u>	<u>421,700</u>		
110	<u>295,100</u>	<u>353,600</u>	<u>393,000</u>	<u>402,500</u>	<u>422,000</u>		
111	<u>295,300</u>	<u>353,900</u>	<u>393,400</u>	<u>402,800</u>	<u>422,300</u>		
112	<u>295,600</u>	<u>354,200</u>	<u>393,800</u>	<u>403,000</u>	<u>422,500</u>		
113	<u>295,800</u>	<u>354,700</u>	<u>394,100</u>	<u>403,200</u>	<u>422,700</u>		
114		<u>355,100</u>	<u>394,600</u>	<u>403,500</u>	<u>423,000</u>		
115		<u>355,400</u>	<u>395,000</u>	<u>403,800</u>	<u>423,300</u>		
116		<u>355,700</u>	<u>395,400</u>	<u>404,000</u>	<u>423,500</u>		
117		<u>356,200</u>	<u>395,700</u>	<u>404,200</u>	<u>423,700</u>		
118		<u>356,600</u>	<u>396,200</u>	<u>404,500</u>			
119		<u>356,900</u>	<u>396,600</u>	<u>404,800</u>			
120		<u>357,200</u>	<u>397,000</u>	<u>405,000</u>			
121		<u>357,700</u>	<u>397,300</u>	<u>405,200</u>			
122		<u>358,100</u>	<u>397,800</u>	<u>405,500</u>			
123		<u>358,400</u>	<u>398,200</u>	<u>405,800</u>			
124		<u>358,700</u>	<u>398,600</u>	<u>406,000</u>			
125		<u>359,200</u>	<u>398,900</u>	<u>406,200</u>			
126		<u>359,600</u>					
127		<u>359,900</u>					
128		<u>360,200</u>					
129		<u>360,700</u>					
130		<u>361,100</u>					
131		<u>361,400</u>					
132		<u>361,700</u>					
133		<u>362,200</u>					
定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>

別紙2

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	195,800	272,300	298,300	321,100	346,600	385,800	429,200
	2	196,900	273,300	299,900	322,800	348,500	388,400	431,600
	3	198,100	274,300	301,400	324,500	350,300	390,700	434,100
	4	199,200	275,300	302,900	326,000	352,100	392,900	436,500
	5	200,300	276,300	304,400	327,400	353,800	394,800	438,400
	6	202,000	277,300	305,900	328,700	355,500	397,100	440,500
	7	203,600	278,300	307,300	330,000	357,100	399,200	442,600
	8	205,200	279,300	308,600	331,300	358,800	401,200	444,800
	9	206,700	280,300	309,800	332,600	360,400	403,200	446,700
	10	208,400	281,300	311,300	334,400	362,100	405,500	448,800
	11	210,000	282,200	312,700	336,200	363,700	407,700	450,900
	12	211,600	283,200	314,100	337,900	365,300	409,900	452,800
	13	213,100	284,200	315,500	339,600	366,800	412,100	454,500
	14	214,800	285,200	316,600	341,300	368,500	414,400	456,300
	15	216,500	286,200	317,600	343,000	370,100	416,600	458,200
	16	218,200	287,200	318,800	344,600	371,700	418,900	460,100
	17	219,400	288,200	320,000	346,200	373,300	420,700	461,900
	18	221,000	289,500	321,600	347,900	375,100	422,600	463,700
	19	222,600	290,800	323,200	349,600	376,600	424,500	465,500
	20	224,100	292,000	324,800	351,200	378,200	426,300	467,200
	21	225,600	293,200	326,200	352,700	379,500	428,100	469,000
	22	227,200	294,500	327,800	354,300	381,100	429,900	470,500
	23	228,800	295,700	329,400	355,900	382,700	431,700	471,900
	24	230,400	296,900	331,000	357,400	384,200	433,500	473,200
	25	232,000	297,900	332,400	358,800	386,100	435,100	474,600
	26	233,700	299,100	334,100	360,500	388,000	436,600	475,900
	27	235,000	300,300	335,700	362,100	389,900	438,100	477,200
	28	236,300	301,600	337,300	363,700	391,700	439,600	478,300
	29	237,600	302,900	338,700	364,800	393,200	441,100	479,300
	30	238,700	303,900	340,400	366,300	395,000	442,400	480,000
	31	239,800	304,900	342,100	367,800	396,700	443,700	480,700
	32	240,900	305,900	343,700	369,300	398,300	444,900	481,400

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

33	<u>242,000</u>	<u>307,000</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>400,000</u>	<u>446,100</u>	<u>482,100</u>
34	<u>243,300</u>	<u>308,200</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>401,400</u>	<u>447,400</u>	<u>482,700</u>
35	<u>244,700</u>	<u>309,300</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>402,800</u>	<u>448,700</u>	<u>483,300</u>
36	<u>246,100</u>	<u>310,500</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>404,200</u>	<u>449,900</u>	<u>483,900</u>
37	<u>247,500</u>	<u>311,600</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>405,600</u>	<u>451,100</u>	<u>484,400</u>
38	<u>248,900</u>	<u>312,900</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>406,800</u>	<u>451,900</u>	<u>485,000</u>
39	<u>250,300</u>	<u>314,200</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>408,000</u>	<u>452,700</u>	<u>485,600</u>
40	<u>251,700</u>	<u>315,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>409,000</u>	<u>453,500</u>	<u>486,200</u>
41	<u>253,100</u>	<u>316,700</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>410,100</u>	<u>454,100</u>	<u>486,700</u>
42	<u>254,300</u>	<u>318,000</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>411,300</u>	<u>454,700</u>	<u>487,200</u>
43	<u>255,600</u>	<u>319,300</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>412,400</u>	<u>455,300</u>	<u>487,600</u>
44	<u>256,900</u>	<u>320,600</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>413,500</u>	<u>455,900</u>	<u>487,900</u>
45	<u>258,100</u>	<u>321,900</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>414,200</u>	<u>456,600</u>	<u>488,200</u>
46	<u>259,300</u>	<u>323,100</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>414,900</u>	<u>457,400</u>	<u>488,700</u>
47	<u>260,500</u>	<u>324,400</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>415,500</u>	<u>457,800</u>	<u>489,100</u>
48	<u>261,700</u>	<u>325,500</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>416,200</u>	<u>458,500</u>	<u>489,400</u>
49	<u>262,800</u>	<u>326,400</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>416,800</u>	<u>459,000</u>	<u>489,700</u>
50	<u>263,900</u>	<u>327,700</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>417,400</u>	<u>459,400</u>	<u>490,200</u>
51	<u>265,000</u>	<u>329,000</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>417,900</u>	<u>459,800</u>	<u>490,600</u>
52	<u>266,100</u>	<u>330,300</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>418,300</u>	<u>460,200</u>	<u>490,900</u>
53	<u>267,000</u>	<u>331,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>418,700</u>	<u>460,600</u>	<u>491,200</u>
54	<u>268,000</u>	<u>332,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>418,900</u>	<u>460,900</u>	<u>491,700</u>
55	<u>269,000</u>	<u>333,900</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>419,200</u>	<u>461,200</u>	<u>492,100</u>
56	<u>270,000</u>	<u>335,100</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>419,500</u>	<u>461,500</u>	<u>492,400</u>
57	<u>271,000</u>	<u>336,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>419,800</u>	<u>461,800</u>	<u>492,700</u>
58	<u>271,900</u>	<u>337,400</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>420,100</u>	<u>462,100</u>	<u>493,200</u>
59	<u>272,700</u>	<u>338,500</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>420,400</u>	<u>462,400</u>	<u>493,600</u>
60	<u>273,600</u>	<u>339,600</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>420,700</u>	<u>462,700</u>	<u>493,900</u>
61	<u>274,400</u>	<u>340,300</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>420,900</u>	<u>463,000</u>	<u>494,200</u>
62	<u>275,200</u>	<u>341,200</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>421,200</u>	<u>463,300</u>	<u>494,700</u>
63	<u>276,000</u>	<u>341,900</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>421,400</u>	<u>463,600</u>	<u>495,100</u>
64	<u>276,700</u>	<u>342,700</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>421,700</u>	<u>463,900</u>	<u>495,400</u>
65	<u>277,400</u>	<u>343,500</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>421,900</u>	<u>464,200</u>	<u>495,700</u>
66	<u>278,200</u>	<u>343,900</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>422,200</u>	<u>464,500</u>	<u>496,200</u>
67	<u>279,000</u>	<u>344,400</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>422,500</u>	<u>464,800</u>	<u>496,600</u>
68	<u>279,600</u>	<u>345,100</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>422,800</u>	<u>465,100</u>	<u>496,900</u>
69	<u>280,300</u>	<u>345,900</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>423,000</u>	<u>465,400</u>	<u>497,200</u>

70	<u>281,100</u>	<u>346,600</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>423,300</u>	<u>465,700</u>	<u>497,700</u>
71	<u>281,800</u>	<u>347,300</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>423,600</u>	<u>466,000</u>	<u>498,100</u>
72	<u>282,500</u>	<u>347,900</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>423,800</u>	<u>466,300</u>	<u>498,400</u>
73	<u>283,200</u>	<u>348,400</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>424,000</u>	<u>466,600</u>	<u>498,700</u>
74	<u>283,900</u>	<u>349,000</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>424,300</u>	<u>466,900</u>	
75	<u>284,600</u>	<u>349,500</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>424,600</u>	<u>467,200</u>	
76	<u>285,300</u>	<u>350,100</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>424,800</u>	<u>467,500</u>	
77	<u>286,000</u>	<u>350,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>425,000</u>	<u>467,800</u>	
78	<u>286,600</u>	<u>350,900</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>425,300</u>	<u>468,100</u>	
79	<u>287,300</u>	<u>351,200</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>425,600</u>	<u>468,400</u>	
80	<u>287,900</u>	<u>351,600</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>425,800</u>	<u>468,700</u>	
81	<u>288,600</u>	<u>352,000</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>426,000</u>	<u>469,000</u>	
82	<u>289,200</u>	<u>352,500</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>	<u>426,300</u>	<u>469,300</u>	
83	<u>289,900</u>	<u>353,000</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>	<u>426,600</u>	<u>469,600</u>	
84	<u>290,600</u>	<u>353,500</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>	<u>426,800</u>	<u>469,900</u>	
85	<u>291,100</u>	<u>353,800</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>	<u>427,000</u>	<u>470,200</u>	
86	<u>291,700</u>	<u>354,200</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>	<u>427,300</u>	<u>470,500</u>	
87	<u>292,300</u>	<u>354,600</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>	<u>427,600</u>	<u>470,800</u>	
88	<u>293,000</u>	<u>355,000</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>	<u>427,800</u>	<u>471,100</u>	
89	<u>293,600</u>	<u>355,300</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>	<u>428,000</u>	<u>471,400</u>	
90	<u>294,200</u>	<u>355,700</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>	<u>428,300</u>	<u>471,700</u>	
91	<u>294,800</u>	<u>356,100</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>	<u>428,600</u>	<u>472,000</u>	
92	<u>295,500</u>	<u>356,500</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>	<u>428,800</u>	<u>472,300</u>	
93	<u>296,100</u>	<u>356,700</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>	<u>429,000</u>	<u>472,600</u>	
94	<u>296,700</u>	<u>357,100</u>	<u>397,000</u>	<u>409,300</u>	<u>429,300</u>	<u>472,900</u>	
95	<u>297,200</u>	<u>357,500</u>	<u>397,400</u>	<u>409,600</u>	<u>429,600</u>	<u>473,200</u>	
96	<u>297,700</u>	<u>357,900</u>	<u>397,800</u>	<u>409,800</u>	<u>429,800</u>	<u>473,500</u>	
97	<u>298,200</u>	<u>358,100</u>	<u>398,100</u>	<u>410,000</u>	<u>430,000</u>	<u>473,800</u>	
98	<u>298,800</u>	<u>358,400</u>	<u>398,600</u>	<u>410,300</u>	<u>430,300</u>		
99	<u>299,300</u>	<u>358,800</u>	<u>399,000</u>	<u>410,600</u>	<u>430,600</u>		
100	<u>299,900</u>	<u>359,100</u>	<u>399,400</u>	<u>410,800</u>	<u>430,800</u>		
101	<u>300,300</u>	<u>359,400</u>	<u>399,700</u>	<u>411,000</u>	<u>431,000</u>		
102	<u>300,800</u>	<u>359,800</u>	<u>400,200</u>	<u>411,300</u>	<u>431,300</u>		
103	<u>301,300</u>	<u>360,200</u>	<u>400,600</u>	<u>411,600</u>	<u>431,600</u>		
104	<u>301,900</u>	<u>360,600</u>	<u>401,000</u>	<u>411,800</u>	<u>431,800</u>		
105	<u>302,400</u>	<u>361,100</u>	<u>401,300</u>	<u>412,000</u>	<u>432,000</u>		
106	<u>302,800</u>	<u>361,500</u>	<u>401,800</u>	<u>412,300</u>	<u>432,300</u>		

107	<u>303,100</u>	<u>361,900</u>	<u>402,200</u>	<u>412,600</u>	<u>432,600</u>		
108	<u>303,400</u>	<u>362,300</u>	<u>402,600</u>	<u>412,800</u>	<u>432,800</u>		
109	<u>303,600</u>	<u>362,800</u>	<u>402,900</u>	<u>413,000</u>	<u>433,000</u>		
110	<u>303,900</u>	<u>363,200</u>	<u>403,400</u>	<u>413,300</u>	<u>433,300</u>		
111	<u>304,100</u>	<u>363,500</u>	<u>403,800</u>	<u>413,600</u>	<u>433,600</u>		
112	<u>304,400</u>	<u>363,800</u>	<u>404,200</u>	<u>413,800</u>	<u>433,800</u>		
113	<u>304,600</u>	<u>364,200</u>	<u>404,500</u>	<u>414,000</u>	<u>434,000</u>		
114		<u>364,600</u>	<u>405,000</u>	<u>414,300</u>	<u>434,300</u>		
115		<u>364,900</u>	<u>405,400</u>	<u>414,600</u>	<u>434,600</u>		
116		<u>365,200</u>	<u>405,800</u>	<u>414,800</u>	<u>434,800</u>		
117		<u>365,600</u>	<u>406,100</u>	<u>415,000</u>	<u>435,000</u>		
118		<u>366,000</u>	<u>406,600</u>	<u>415,300</u>			
119		<u>366,300</u>	<u>407,000</u>	<u>415,600</u>			
120		<u>366,600</u>	<u>407,400</u>	<u>415,800</u>			
121		<u>367,000</u>	<u>407,700</u>	<u>416,000</u>			
122		<u>367,400</u>	<u>408,200</u>	<u>416,300</u>			
123		<u>367,700</u>	<u>408,600</u>	<u>416,600</u>			
124		<u>368,000</u>	<u>409,000</u>	<u>416,800</u>			
125		<u>368,400</u>	<u>409,300</u>	<u>417,000</u>			
126		<u>368,800</u>					
127		<u>369,100</u>					
128		<u>369,400</u>					
129		<u>369,800</u>					
130		<u>370,200</u>					
131		<u>370,500</u>					
132		<u>370,800</u>					
133		<u>371,200</u>					
定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>	<u>409,200</u>

第99号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年吉川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月2日提出

提案理由

議会の議員の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

第100号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称 吉川市老人福祉センター
- 2 指定管理者として指定するもの
主たる事務所の所在地 埼玉県吉川市吉川一丁目14番地40
名 称 特定非営利活動法人たすけあい・よしかわ
代 表 者 職 氏 名 代表理事 野田妙子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川市老人福祉センターの指定管理者である特定非営利活動法人たすけあい・よしかわの指定の期間が令和8年3月31日をもって満了となるため、令和8年4月1日からの指定管理者として同法人を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

第101号議案

市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

1 路線廃止

路線名	起 点	終 点
1-437	大字鍋小路字蛇畔353番地先	大字鍋小路字蛇畔308番地先
1-438	大字鍋小路字蛇畔325番地先	大字鍋小路字蛇畔318番地先
1-914	大字八子新田字蛇畔182番地先	大字八子新田字蛇畔158番地先
1-915	大字八子新田字蛇畔335番地先	大字八子新田字蛇畔338番地先
1-916	大字八子新田字蛇畔239番地先	大字八子新田字蛇畔199番地先
1-917	大字八子新田字蛇畔245番地先	大字鍋小路字蛇畔305番地先
1-918	大字鍋小路字蛇畔306番地先	大字鍋小路字蛇畔305番地先
1-919	大字八子新田字蛇畔322番地先	大字八子新田字蛇畔326番地先
1-926	大字八子新田字蛇畔142番地先	大字鍋小路字蛇畔194番地先

2 路線認定

路線名	起 点	終 点
1-381	大字鍋小路字蛇畔323番1地先	大字八子新田字蛇畔343番3地先
1-438	大字鍋小路字蛇畔321番地先	大字鍋小路字蛇畔318番1地先
1-915	大字八子新田字蛇畔335番1地先	大字八子新田字蛇畔156番地先
1-919	大字八子新田字蛇畔322番2地先	大字八子新田字蛇畔325番2地先
1-926	大字鍋小路字蛇畔308番地先	大字鍋小路字蛇畔194番1地先

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国土交通省の吉川市鍋小路地区河川防災ステーション整備事業に伴い、新設道路の路線

認定をするとともに、既設市道の路線廃止及び認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第102号議案

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○

氏 名 高橋直子

生年月日 ○○○○○○○

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

公平委員会委員の澤登真珠枝氏が令和7年12月22日をもって任期満了となるため、その後任者を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 高橋直子

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 4年11月 ○○○○○○○○

平成30年 5月から
○○○○○○○○○

現在に至る

令和 6年11月から
吉川市商工対策審議会委員

現在に至る

令和 7年 2月から
吉川市総合戦略推進審議会委員

現在に至る

第111号議案

吉川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）を定めるものとする。

（基準の目的）

第2条 基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（基準の向上）

第3条 市長は、吉川市児童福祉審議会条例（平成14年吉川市条例第12号）第1条の規定により置かれる吉川市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、基準を常に向上させるように努めるものとする。

(基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、基準を超えていることを理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第1項の地震に対する安全性に係る基準に適合し、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合した建築物であるとともに、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援事業者の管理者その他乳児等通園支援事業者の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行しうる者を含む。）を含む。次項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）

(3) 吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に

規定する暴力団関係者（以下この条において「暴力団関係者」という。）

8 乳児等通園支援事業者は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有してはならない。

9 乳児等通園支援事業の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を使用し、又はこれらの者を運営に関与させてはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員（職員であった者を含む。次項において同じ。）

は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」

という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各

		号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の

設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（埼玉県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は埼玉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て

て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第21条及び前条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法施行条例(平成24年埼玉県条例第68号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成18年埼玉県条例第67号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する

基準等を定める条例

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

保護者の就労等にかかわらず保育所等を利用できる乳児等通園支援事業の実施に伴い、国が示す基準を踏まえ、市における同事業の認可基準を定めたいので、この案を提出するものである。

第112号議案

吉川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設そ

の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者（特定乳児等通園支援事業者の管理者その他特定乳児等通園支援事業者の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行しうる者を含む。）を含む。次項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）

(3) 吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者（以下この条において「暴力団関係者」という。）

6 特定乳児等通園支援事業者は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有してはならない。

7 特定乳児等通園支援事業の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を使用し、又はこれらの者を運営に関与させてはならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の

支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容につい

て内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員（職員であった者を含む。次項において同じ。）及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事

業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発

的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方式」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援

事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定に

よる書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国が示す基準を踏まえ、市の認可を受けた乳児等通園支援事業者が乳児等のための支援給付の支給対象であることについて確認するための基準を定めたいので、この案を提出するものである。